

金ケ崎町告示第156号

かねがさき赤ちゃんの駅設置事業実施要綱を次のように定める。

平成28年11月1日

金ケ崎町長 高橋 由一

かねがさき赤ちゃんの駅設置事業実施要綱

(目的)

第1 外出中の親子等が授乳及びおむつ替え等を行うための場所として、町内の施設等にかねがさき赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）を設置し、子ども連れでも安心して行くことができる施設の環境整備を行うことを目的とする。

(定義)

第2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 赤ちゃんの駅 授乳及びおむつ替え等を行うことができる施設等で、町が指定したものをいう。
- (2) 施設等 町内の公共施設、商業施設その他不特定多数の人が利用することができる施設及び当該施設内の店舗、事務所等をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）及び青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）並びにこれらに類する法令等の規定により青少年の立入り等が規制され、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下にあるものを除く。

(利用者)

第3 乳幼児及びその父母等(以下「利用者」という。)は、無料で赤ちゃんの駅を利用し、別表に掲げるサービス（当該赤ちゃんの駅で現に提供しているサービスに限る。）の提供を受けることができる。

(要件)

第4 赤ちゃんの駅で提供するサービス及びその基準は、別表のとおりとする。

- 2 利用者が赤ちゃんの駅を設置している施設等において取り扱っている商品等を利用又は、購入等を行わないで、当該赤ちゃんの駅を利用することを妨げない。

(指定)

第5 町長は、第4第1項に規定する要件に該当する施設等を赤ちゃんの駅に指定することができる。

- 2 施設等の管理者は、赤ちゃんの駅の指定を受けようとするときは、かねがさき赤ちゃんの駅指定申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、当該施設等を赤ちゃんの駅に指定することが適当と認めるときは、かねがさき赤ちゃんの駅指定通知書(様式第2号)により当該施設等の管理者に通知するものとする。

(変更・廃止の届出)

第6 赤ちゃんの駅の管理者は、その指定を受けた内容に変更が生じたとき、又は指定を廃止しようとするときは、その旨を赤ちゃんの駅指定変更・廃止届(様式第3号)により町長に届け出なければならない。

(管理)

第7 赤ちゃんの駅の管理は、それぞれの施設等の管理者が行うものとする。

- 2 赤ちゃんの駅の利用者は、施設等の管理者が示す利用条件の下で、その指示に従い利用しなければならない。

(表示)

第8 町長は、赤ちゃんの駅が目印として、のぼり、タペストリー及びステッカー(以下「のぼり等」という。)を必要に応じて配付する。

- 2 赤ちゃんの駅の管理者は、町が配付したのぼり等を施設等の出入口等の利用者が見やすい場所に掲示するものとする。

(普及啓発)

第9 町長は、赤ちゃんの駅の主旨を町民及び事業者等に周知し、その利用が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 施設等の管理者及び事業者等に対し、赤ちゃんの駅の設置の普及啓発を行うこと。

(2) 赤ちゃんの駅の設置場所、利用方法その他の赤ちゃんの駅に関する情報を町民に広く周知すること。

2 赤ちゃんの駅の管理者は、その施設等において取り扱っている商品、企業広告等に当該施設等が赤ちゃんの駅である旨を表示することができる。管理者の同意を得て当該施設等において事業を行っている者も同様とする。

(指定の取消)

第10 町長は、赤ちゃんの駅が第4に規定する要件を満たさないとき、その他赤ちゃんの駅として適当でないとき認めるときは、赤ちゃんの駅の指定を取り消すことができる。

別表（第3、第4関係）

サービス	基準
授乳の場の提供	四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーション又はカーテンで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせず授乳を行うための場を提供する。
おむつ替えの場の提供	ベビーベッド、おむつ替え台等の設備を有し、又はこれらに代替する措置を講じることにより、おむつ替えを行うための場を提供する。
ミルク用の湯の提供	厚生労働省のガイドライン（乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン）に従い、70度以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないミルク用の湯を提供するものとする。給湯設備がない場合においては、代替措置を講じれば足りるものとする。

備考

赤ちゃんの駅のサービスは、「授乳の場の提供」、「おむつ替えの場の提供」又は「ミルク用の湯の提供」の全て若しくはいずれかとする。